

## 人工呼吸器利用者の電源確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、在宅において人工呼吸療法を受けている患者（以下「在宅療養患者」という。）の停電時等における安全確保のため、在宅療養患者に無償で貸与する予備電源等の物品を購入する医療機関に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する医療機関であって、知事が適当と認めるものとする。

- (1) 県内に居住する在宅療養患者に対し、人工呼吸療法を実施する医療機関
- (2) 緊急時において人工呼吸器の保守管理事業者、訪問看護ステーション、居宅介護事業者等と連携し、在宅療養患者の安全確保のための指導、支援等を行う医療機関

(補助対象経費)

第3条 この補助金の補助対象経費は、別表の経費の欄に掲げる経費であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、知事が適当と認めるものとする。

- (1) この補助金により取得した物品は、補助対象者から在宅療養患者に無償で貸与すること。
- (2) 前号に規定する貸与に当たっては、補助対象者から当該在宅療養患者又は在宅療養患者の介護を行う家族等に対し、使用方法の説明及び使用上の注意等必要な指導を行うこと。
- (3) 補助金の申請に当たっては、当該在宅療養患者又は在宅療養患者の介護を行う家族等から申請内容について同意を得ていること。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを在宅療養患者ごとに比較して少ない方の額（以下「個別基本額」という。）を選定する。
- (2) 個別基本額を医療機関ごとに合計した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
所要額調書	別記第 1 号様式	正本1部 副本1部	別途指定 する日
事業計画書	別記第 2 号様式		
個別申請調書	別記第 3 号様式		
収支予算書	別記第 4 号様式		
役員名簿（法人の場合）			

（交付条件）

第 6 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （4）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （6）補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しておかななければならない
- （7）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 5 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
 

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。
- （8）前号の報告があった場合においては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更等の承認)

第7条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、人工呼吸器利用者の電源確保事業変更承認申請書(別記第6号様式)又は人工呼吸器利用者の電源確保事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)に知事が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
精算額調書	別記第8号様式	正本1部	補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日又は補助事業の完了した日から30日経過した日のいずれか早い日
事業報告書	別記第9号様式	副本1部	
個別報告調書	別記第10号様式		
収支決算書	別記第11号様式		
納品書等(納品日、納入金額等がわかるもの)			
予備電源等の写真			

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又は知事がこれに準ずるものと認める期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

別表

区分	基準額	経費	補助率
人工呼吸器駆動 用予備電源等	在宅療養患者 1 人につき 100 千円	自家発電装置の購入費用	10 分の 10

(注)

- 1 人工呼吸器駆動用予備電源等については、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 2 自家発電装置は、原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものであること。  
(人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものを含む。)